

佐賀県院内移植コーディネーター設置要綱

1. 趣 旨

公益財団法人佐賀県臓器バンク（以下「佐賀県臓器バンク」という。）は、県内の医療機関が県臓器移植コーディネーター（以下「県コーディネーター」という。）と密接な連携をもって、腎臓を中心とした多臓器の提供から摘出、移植、その後の礼までに至る経過が円滑に実施できるように、臓器提供協力病院において窓口となる「院内移植コーディネーター」を設置する。

2. 院内移植コーディネーターの設置

関係医療機関の長は、院内移植コーディネーターとして、当該医療機関の職員を佐賀県臓器バンク理事長に推薦書（様式1）にて推薦する。

なお、推薦する院内移植コーディネーターは2名以上とし、医師と看護師が含まれていることが望ましい。

佐賀県臓器バンク理事長は医療機関の長の推薦に基づき、推薦された者に対して院内移植コーディネーターとしての委嘱状を交付する。

3. 役 割

（1）日常業務での役割

- ①所属する医療機関（以下「所属医療機関」という。）において、臓器移植・提供に関する普及・啓発を行う。
- ②県コーディネーターと協力し、臓器提供発生時の院内体制整備（勉強会の開催、マニュアル作成やシミュレーションの実施等）を行う。
- ③所属医療機関の関係部署を巡回し、臓器提供者に関する情報の収集と臓器提供に関する理解と協力が得られるよう連携を強化する。

（2）臓器提供発生時の役割

担当医等と連携し、所属医療機関の関係部署（病棟、手術室、事務部等）や、ネットワークコーディネーター、県コーディネーター等、院外関係者との連絡調整を行う。

4. 任 期

- （1）院内移植コーディネーターの任期は1年とする。
- （2）任期の期間中に院内移植コーディネーターの任が解かれた場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。